

令和3年(2021年)8月23日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
登園自粛要請に伴う利用者負担額(保育料)について

日頃より保育所等の運営ならびに新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年(2021年)8月23日に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の対応について」で通知いたしました、事前連絡のうえ登園自粛を希望される方の保育料の日割り減免について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 減免対象期間

令和3年(2021年)8月23日(月)から同年9月12日(日)まで

ただし、緊急事態宣言期間が延長された場合は延長された期間までとなります

2 手続方法

**減免申請をする対象月の翌月10日までに「利用者負担額(保育料)減免申請書」を利用施設に提出してください。**

**事前に利用施設に登園自粛する旨の連絡をしている場合にのみ御提出いただけます。**

**事前連絡の方法、期限等については、利用施設に御確認ください。**

3 減免後の保育料の計算方法

月額保育料×その月の登園自粛により欠席した日を除く開所日数÷25

4 還付時期(予定)

減免申請書の提出月の翌々月に 御登録いただいている口座へお振込みいたします。また、保育幼稚園課に還付口座を登録されていない場合は、別途「支払金口座振替依頼書」が必要となりますので、利用施設に御確認願います。

減免額の確定及び返還には一定の期間を要することが見込まれるため、あらかじめ御承知おきください。

【問い合わせ先】

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課 入所・徴収担当

電話 042-620-7369(直通)